

仙台市地下鉄東西線駅名検討委員会設置要綱

(平成 25 年 4 月 8 日 交通事業管理者決裁)

(設 置)

第 1 条 仙台市交通局に、仙台市地下鉄東西線（以下「東西線」という。）の駅名を検討することを目的として、仙台市地下鉄東西線駅名検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 検討委員会は、東西線各駅の駅名について市民の意見を考慮しながら検討を行い、その結果を交通事業管理者（以下「管理者」という。）に提言するものとする。

(組 織)

第 3 条 検討委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者の中から、管理者が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第 6 条 検討委員会の事務局は、交通局東西線建設本部管理課に置く。

(解 散)

第 7 条 検討委員会は、第 2 条の規定による提言が終了したときに解散する。

(委 任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 8 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、検討委員会の解散の日をもって、その効力を失う。